

独立行政法人改革にも監視の目を

行政監視委員会 専門員

とみやま てつお
富山 哲雄

独立行政法人は104(平成22年4月現在)あるが、「独立行政法人評価年報」や「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(いずれも政策評価・独立行政法人評価委員会作成)を丹念に調べてみると、国家公務員よりも独立行政法人の役職員の給与の高いことがわかる。とりわけ、諸手当について国家公務員と独立行政法人を比較してみると、かなり特異な例が散見される。住居手当で比較すると、国家公務員の場合は、いわゆる家賃補助の上限が月額27,000円なのに対して、独立行政法人日本貿易保険では家賃補助の上限が月額100,000円となっている。さらに、独立行政法人原子力安全基盤機構では家賃補助の上限が50,000円となっているのに加えて住宅ローン残高が500万円以上ある職員に対して6,000円から13,000円を支給している。住居手当だけではない。通勤手当を調べてみると、国家公務員の場合には月額支給限度額が55,000円となっているのに対して、独立行政法人の経済産業研究所、日本貿易保険、製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構では月額支給限度額を100,000円に設定している。これらの例はやはり行き過ぎではないだろうか。現に、いくつかの法人では批判や指摘、国家公務員の給与削減を受けて国家公務員と同様の水準まで引き下げている。

別の問題もある。独立行政法人の国立印刷局は、財務省の印刷局から独立法人化したものであるが、財務省当時の印刷局は財務省の一つの局に過ぎなかった。現在、局長クラスの年収は1,800万円を下回っているが、独立行政法人化した国立印刷局の理事長の年収は約2,100万円で、今後、国家公務員給与の削減の影響が及んでくると思われるが、それでも高給には変わらないだろう。加えて理事ポストが4つ、監事ポストが2つ新たに設置されている。つまり、天下りポストが増加しているのである。特に、独立行政法人国立病院機構で理事長・理事ポストが15も設置されているのは突出している。

そもそも独立行政法人は、組織運営上の自主性が高まり、効率的な業務運営が可能となるというのがメリットとされてきた。しかし、必ずしも効率的な運営が行われているかとなると疑問なしとはいえない。昨年の行政刷新会議の「事業仕分け」においても独立行政法人について、コスト意識の希薄さ、高すぎる給与水準、役員数の削減、基金の返納、事業自体の見直しなどが評価コメントとして指摘されている。

平成22年度予算において、前年度より約9%減少させたものの、国は独立行政法人に3兆1,626億円という巨額の支出を行っている。独立行政法人の抜本的な改革が着実に進んでいくのかどうか、組織の在り方を含め引き続きフォローしていくことも行政監視の一つの重要な視点であろう。